

令和4年度 第2回羽曳野市国民健康保険運営協議会（会議録）

〔開催日時及び開催場所〕

- ・日時：令和5年2月6日（月） 午後2時～午後3時30分
- ・場所：羽曳野市役所本庁議会第2委員会室

〔出席委員数〕

- ・14人中11人出席

〔会議次第〕

1. 市長あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 案件
 - （1）出産育児一時金の増額について（諮問）
 - （2）令和5年度羽曳野市国民健康保険料率について（諮問）
 - （3）羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金条例の改正について（諮問）

〔議事概要〕

1. 市長あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 案件
 - （1）出産育児一時金の増額について（諮問）
 - （2）令和5年度羽曳野市国民健康保険料率について（諮問）
 - （3）羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金条例の改正について（諮問）

○質疑・意見

（1） 出産育児一時金の増額について（諮問）

（委員）

令和4年度の全施設の出産費用の平均額と説明があったが、全施設というのは羽曳野市内なのか、もしくは府内や全国のことなのか。

（事務局）

全国の施設の平均額である。

（委員）

出産育児一時金が50万円というのは適正な額であるのか。

（事務局）

現在42万円であるが直接払いの実績として差額支給はほとんどない。適正な額であるかどうかについては、今後検証が必要である。

(委 員)

出産育児一時金を 50 万以上にするなど、こどもを大切に作る施策を推進していく検討をしていくことが市の発展につながるのではないかと。

(事務局)

こども支援の施策として、国民健康保険としては出産育児一時金の増額をしており、他の制度として出産準備金、育児支援金等が開始されている。

(委 員)

出産育児一時金の財源の内訳はどうなっているのか。

(事務局)

2/3 は国からの補助となっており、残りの 1/3 が国民健康保険の負担となっている。また、令和 5 年のみ、国から 1 件あたり 5,000 円の追加の補助がある。

(委 員)

国の方針として、後期高齢者医療にも子育て支援の負担がでてくるとのことであるが、具体的にどうなるのか。

(事務局)

後期高齢者医療は 2 年ごとに保険料の改正があり、次の改正は令和 6 年であるが、現時点では国より詳細の通知はない。

(委 員)

出産育児一時金が 50 万円というのが適正であるか、チェックできないか。

(事務局)

各医療機関にアンケートをとることはできるが、直接払い制度では、上限額までが保険者に請求され、それ以外は自己負担として本人に請求されるため、総額は市では把握できない。当市だけでなく、他市も同様であるので、他市とも連携をとりながら検討していきたい。

(2) 令和 5 年度羽曳野市国民健康保険料率について (諮問)

(委 員)

令和 5 年度国民健康保険料のあがり幅が大きいうえに、令和 6 年度以降の府内の国民健康保険料の統一化でさらに負担が増すとのことであるが、負担を減らすために基金の活用はできないのか。

(事務局)

令和 6 年度には府内統一保険料となることが決まっており、医療費の増加にともない保険料の負担も増す見込みである。そのような見通しのなかで、基金を積み立ててきた市として、府へ基金を活用したい旨、要望している。それに対しての府の回答は、令和 6 年度に府下統一保険料とすることは平成 30 年度より周知しており、負担が増すことについては 5 年間の激変緩和期間をもうけ、準備してきているもの

であり、今般の国民健康保険料の負担増は医療費の増加にともなうものであるとのことであった。

(委員)

令和6年度以降、基金を活用し国民健康保険料の負担を軽くするというような市独自の対策をとった場合、ペナルティなどはあるのか。

(事務局)

平成30年度以降、国民健康保険料の財源については府が管理しており、市は府下統一の基準のもと医療費等の財源が府より交付されている。令和5年度までは、激変緩和期間であり、市独自の施策が認められている。令和6年度からは、完全に府内統一とするよう通知されている。その基準に沿わない場合どのようなペナルティとなるかはまだ具体的な通知はされていないが、基準を満たした市に対して交付される交付金を交付してもらえない等の影響が考えられる。

(委員)

国民健康保険制度を健全に運営するには、保険料の負担が増すのはやむを得ないのかもしれないが、一方で、生活保護を受給されている方の医療費が無料というのは保険料を納付している人は不公平感を感じる場所があるのではないかと。それであれば、生活保護を受給されている方に就職斡旋し、自立していただくことで、医療費の抑制にもつながるのではないかと。

(事務局)

国民健康保険料の負担が増加しているのは、国民健康保険に加入している被保険者の医療費が増加していることにある。生活保護を受給されている方は医療扶助の財源で医療を受けているため、国民健康保険料の負担には影響しない構造となっている。被保険者の健康に寄与することで、医療費を抑えられることが国民健康保険料の負担を抑えることにもつながることから、健康施策を推進していきたい。

(委員)

平成30年に、令和6年に府下統一になることを周知されており、令和5年までは市独自の施策は続くと認識している。そのような背景のなかで、市はどのように基金を活用するのか。また、現時点で残額の見込みはどれくらいか。

(事務局)

令和4年度国民健康保険も前年度同様黒字決算となる見込みであり、基金は、令和4年度末で11億5千万程度になる予定である。令和5年度は、基金より7000万を取り崩し保険料負担軽減に充てるとともに、羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金条例の改正をおこない、保健事業で活用する方針である。

(委員)

黒字決算となり、財政調整基金が積み立てられるのはよいことであるが、令和6年度の府下統一以降は事業費納付金の赤字分に基金を取り崩すことができても保険料の減免のために取り崩すことはできないと認識している。そのなかで、基金の取り崩しを3,500万円から7,000万円とした根拠はなにか。

(事務局)

府より通知されている府内統一保険料とすると、一人当たりの保険料は昨年度に比べ17,978円の負担増となるが、市としては平成30年より段階的に激変緩和措置を行っている中で、大幅な上がり幅とならないように基金を活用することとしている。基金の取崩額は本来3,500万円の予定であったが、7,000万円に金額をあげて保険料の抑制をはかった結果、昨年度に比べて13,682円の増加となった。

この約13,000円程度の負担増については、大阪府の示す本市の標準保険料率が、令和4年度と令和5年度で13,123円増加していることからわかるように医療費が増加していることによる増加であり、この部分については、負担していただくこととした。

(委員)

保険料の負担が増え続け、納付困難な状況となるのではないかと心配している。また、他市では今ある基金を全額、保険料の抑制につかうところもあると聞いているが、当市はそのような基金の活用方法をしないのか。

(事務局)

現在の保険料上昇の要因は、現在加入している被保険者を対象とした医療費等の計算の結果である。財政調整基金は、これまでに加入された被保険者の健全な国民健康保険制度の運営によって積み立ててきたものである。よって、今ある基金全額を単年度のみに補填するような活用方法は適切でないと考えている。また、これから健全な国民健康保険制度の運営をしていくうえで、基金なくしてそれが成し遂げられるのか不明である。保険料の負担が増加しているのは医療費の増加があるが、全額取り崩した場合、医療費の削減につながる保健事業に活用することもできなくなる。運営については、様々な視点から検討するとともに長期的に円滑に進めていけるよう考えている。

(委員)

国民健康保険は構造的な問題があると認識している。保険料の均等割と平等割については、義務教育の子どもについては減免を適用するというような対応をとれないのか。

(事務局)

国民健康保険は、均等割と平等割という応益割と所得割という応能割で構成されている。令和4年は未就学児の均等割の負担が軽減され、市民にとってよいことだと認識している。少子化対策の点からしても子どもがいる世帯の負担を減らす制度としていくよう検討できないか府に確認したが、現時点では、府からの回答はまだない状況である。

(委員)

国民健康保険の構造的な問題であり、市独自で解決できないのはわかる。しかし、府の対応は強硬であり、市は市民を守る点で考えてほしい。基金の使途の考え方もわかるが、11億円も積みあがっており、物価高騰の昨今の状況も鑑みて活用を検討してほしい。

(委員)

2割、5割、中間層の被保険者の負担に配慮するということだが、どれくらいの世帯に影響がでるのか。

(事務局)

中間層の方にどれくらい影響がでてくるか詳細の試算はまだできていないが、2割軽減、5割軽減はだいたい400世帯くらい拡大されると予測している。

(委員)

令和5年の保険料が大幅にあがることとなり、市民からは説明を求める声が多くあがってくることが予想される。ついては、令和5年度の保険料の内容について、市民へ十分な周知をはかってほしい。

(事務局)

6月に送付する本算定の通知とともに周知のチラシを同封する予定である。また広報やホームページ、LINE等でも、周知していく方針である。

(3) 羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金条例の改正について（諮問）

(委員)

国民健康保険事業の運営に要する費用の具体的な内容はなにか。

(事務局)

これまでは国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の財源に充てる場合に限っていたものを、健康促進の保健事業に活用することも含めるようになる。

(委員)

健康になっていただくことが大切であり、そこに基金を活用していくという目標ができた。医療に従事している方々からは保健事業の取り組みの重要性をお聞きしていたが、財源の問題がこれまでであった。しかし、条例改正により保健事業に活用することができることになった。これからは、様々な意見を取り入れ、保健事業の検討を進めていってほしい。

(事務局)

保健事業を通して被保険者の健康を促進し、国民健康保険の健全な運営に努めたい。